

1 調査名称：（柳井市）総合都市交通体系調査

2 調査主体：柳井市

3 調査圏域：柳井都市圏

4 調査期間：令和2年度

5 調査概要：

本市における都市計画道路の大部分は昭和33年に都市計画決定されたものであるが、未だ計画延長の半数以上が未着手な状況である。近年の人口の減少や少子高齢化、経済活動の低迷や環境問題等、都市を取り巻く社会情勢の変化により、目指すべき都市の将来像そのものが変化してきている。

今後、本市が目指すべき都市の将来像に沿って、都市計画道路の機能と役割を再検証し、「選択と集中」により重点化を図りながら、既存ストックを有効に活用しつつ効果的かつ効率的に整備を進めることが必要となっている。

そのため、「都市計画道路の見直し基本方針（平成18年3月）山口県土木建築部都市計画課」を基に「柳井市都市計画道路見直し方針」を定め、これに従い都市計画道路における整備の必要性等について見直し検討を行うものである。

I 調査概要

1 調査名称：（柳井市）総合都市交通体系調査

2 報告書目次

1 業務概要

- 1－1 業務の目的
- 1－2 業務の概要
- 1－3 業務対象位置図
- 1－4 設計業務項目及び数量
- 1－5 業務実施フロー
- 1－6 業務実施内容

2 検討対象路線（区間）の抽出

- 2－1 都市計画道路の課題の整理
- 2－2 検討対象路線（区間）の抽出

3 必要性の検証・評価

- 3－1 検討対象路線（区間）の必要性の検証
- 3－2 必要性の評価

4 見直し方針の策定

- 4－1 廃止理由の整理
- 4－2 課題解消に向けた検討
- 4－3 道路網としての検証
- 4－4 柳井市都市計画道路見直し方針（案）の作成

3 調査体制

委員会等の設置なし

4 委員会名簿等：

委員会等の設置なし

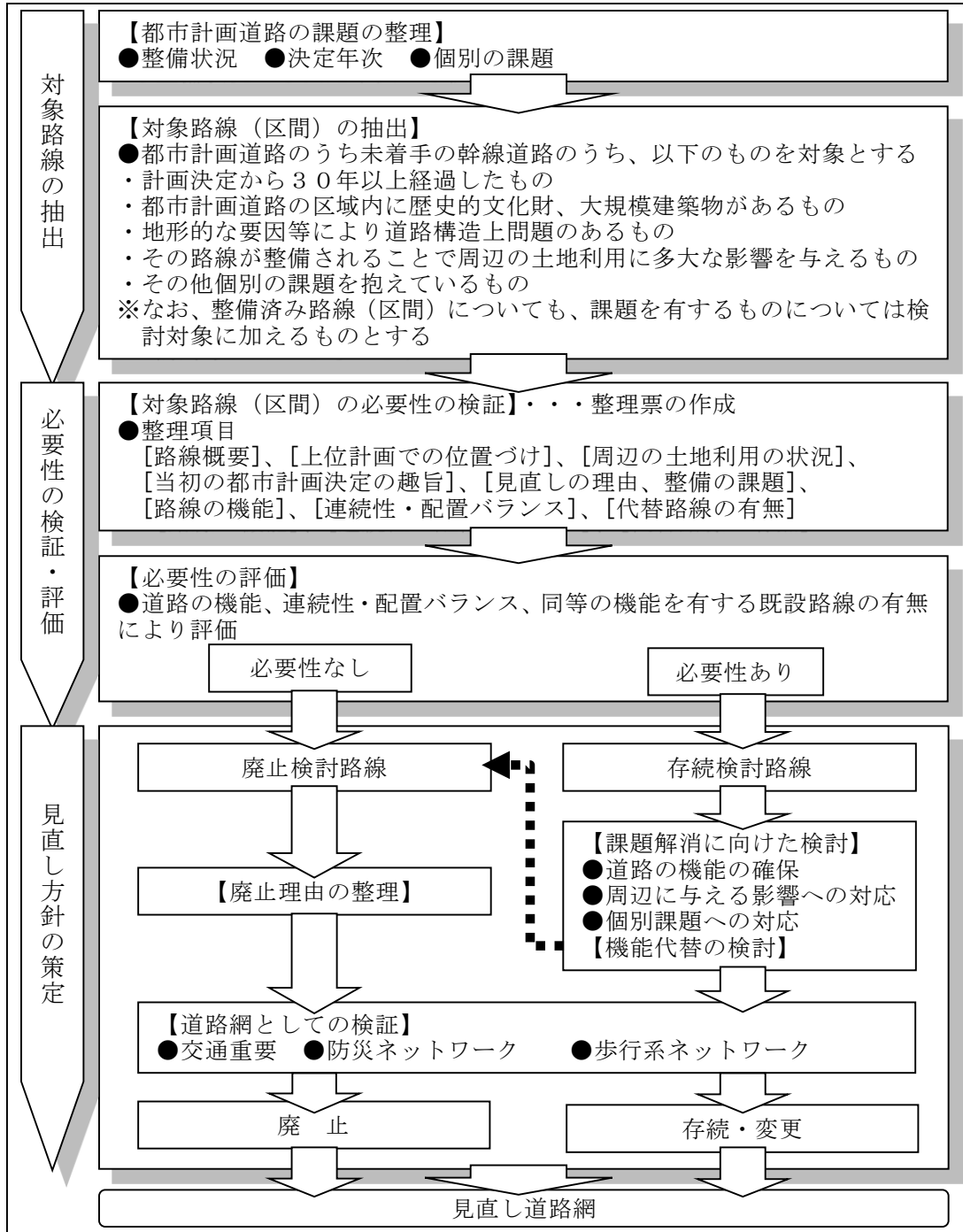
Ⅱ 調査成果

1 調査目的

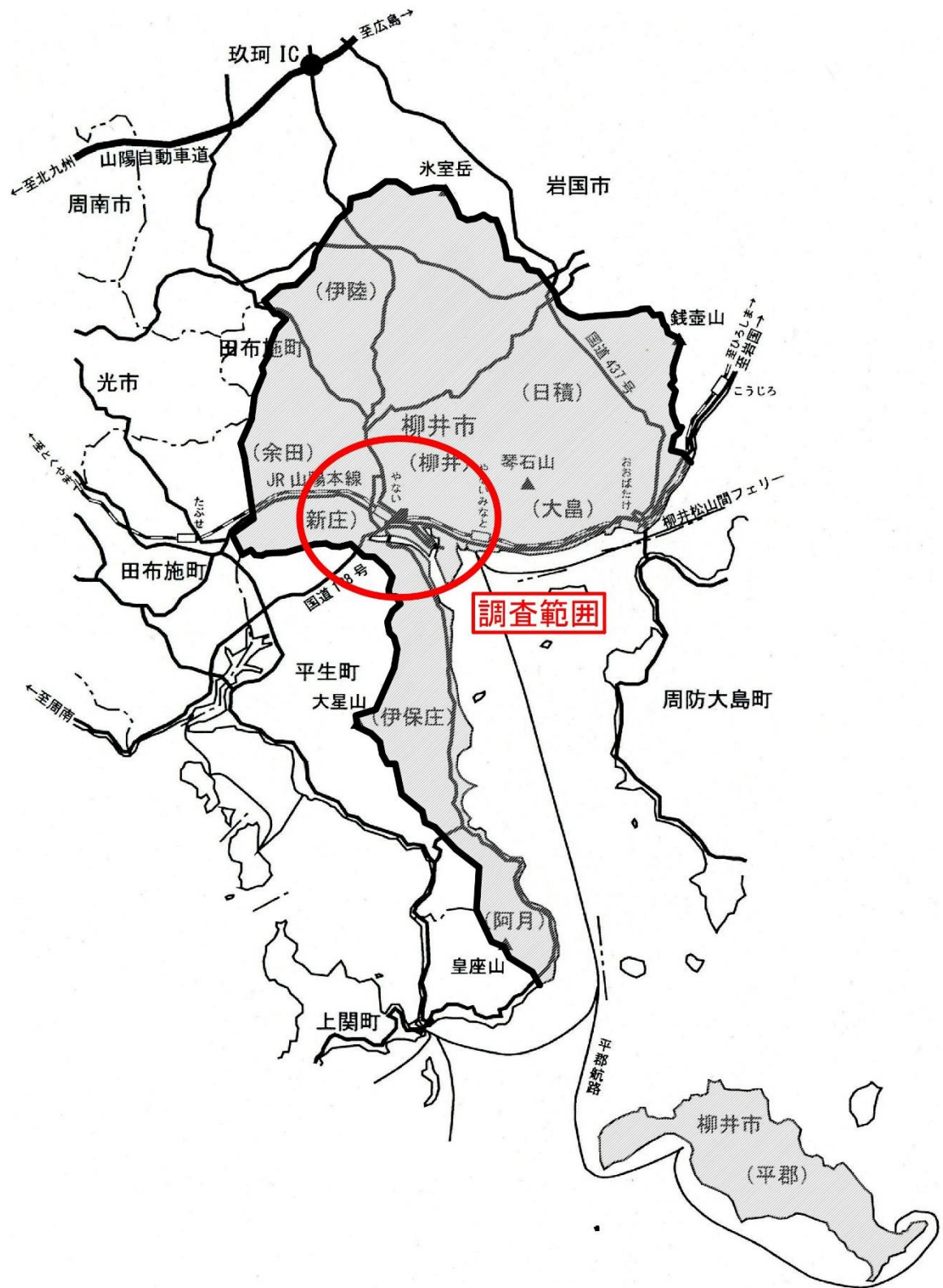
本業務は、山口県が定めた「都市計画道路の見直し方針（平成 18 年 3 月）山口県土木建築部都市計画課）に基づき、都市計画道路の必要性を検証・評価した上で、廃止又は存続・変更検討路線（区間）に分けて整理を行い、都市計画道路の見直し方針案の策定を行う。

2 調査フロー

※都市計画道路の見直しフロー（都市計画道路の見直し基本方針（山口県））に従い検討する



3 調査圏域図



4 調査成果

1 検討対象路線（区間）の抽出

(1) 都市計画道路の現状

令和3年3月時点における柳井市の都市計画道路は27路線、総延長27,760mが計画決定されている。そのうち幹線街路は23路線、26,600m、特殊街路は4路線、1,160mとなっており、幹線街路の整備率は約42.6%となっている。全国（H29）約64.5%、山口県（H29）約61.0%の整備率より約20%低い状況である。

なお、特殊街路の4路線は全線整備済みであるが、幹線街路23路線のうち全線整備済みは5路線、全線未着手は6路線となっており、残りの12路線については未着手区間が含まれている。

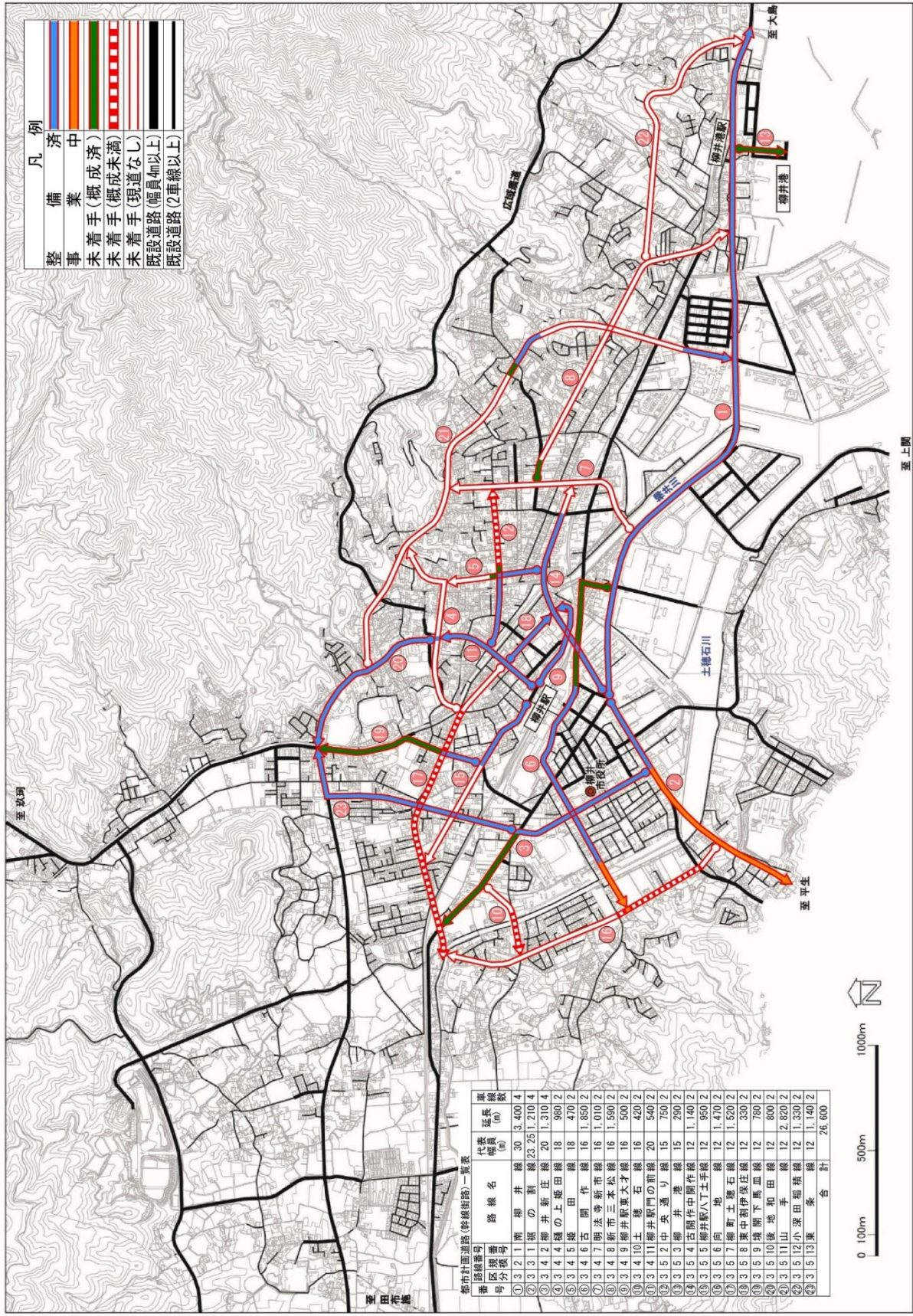
表 都市計画道路(幹線街路)の整備状況

番号	路線名	計画延長 (m)	整備済		事業中		未着手			
			延長 (m)	率 (%)	延長 (m)	率 (%)	概成済 延長 (m)	概成未済 延長 (m)	現道なし 延長 (m)	率 (%)
①	南柳井線	3,400	3,400	100.0	0	0.0	0	0	0	0.0
②	裾の割線	1,210	370	30.6	840	69.4	0	0	0	0.0
③	柳井新庄線	1,310	720	55.0	0	0.0	590	0	0	45.0
④	樋の上姫田線	980	20	2.0	0	0.0	0	0	960	98.0
⑤	姫田線	470	220	46.8	0	0.0	40	0	210	53.2
⑥	古開作線	1,850	970	52.4	250	13.5	630	0	0	34.1
⑦	明法寺新市線	1,010	0	0.0	0	0.0	0	0	1,010	100.0
⑧	新市三本松線	1,590	0	0.0	0	0.0	100	0	1,490	100.0
⑨	柳井駅東大才線	500	500	100.0	0	0.0	0	0	0	0.0
⑩	土穂石線	420	0	0.0	0	0.0	0	210	210	100.0
⑪	柳井駅門の前線	540	540	100.0	0	0.0	0	0	0	0.0
⑫	中央通り線	750	350	46.7	0	0.0	30	370	0	53.3
⑬	柳井港線	290	0	0.0	0	0.0	290	0	0	100.0
⑭	古開作中開作線	1,140	1,000	87.7	0	0.0	0	0	140	12.3
⑮	柳井駅八丁土手線	950	390	41.1	0	0.0	0	0	560	58.9
⑯	向地線	1,470	0	0.0	20	1.4	0	440	1,010	98.6
⑰	柳町土穂石線	1,520	0	0.0	0	0.0	0	1,200	320	100.0
⑱	東中割伊保庄線	330	330	100.0	0	0.0	0	0	0	0.0
⑲	境開下馬皿線	780	190	24.4	0	0.0	590	0	0	75.6
⑳	後地和田線	800	800	100.0	0	0.0	0	0	0	0.0
㉑	山手線	2,820	390	13.8	0	0.0	60	0	2,370	86.2
㉒	小深田稲積線	1,330	0	0.0	0	0.0	0	0	1,330	100.0
㉓	東条線	1,140	1,140	100.0	0	0.0	0	0	0	0.0
合計		26,600	11,330	42.6	1,110	4.2	2,330	2,220	9,610	53.2
全国(H29)合計		63,944,000	41,236,300	64.5	2,417,600	3.8	20,290,100			31.7
山口県(H29)合計		990,700	604,000	61.0	42,200	4.2	344,500			34.8

(令和3年3月31日時点)

※ 南柳井線の暫定2車線(約2,400m)については、整備済延長に含む

※ 全国(H29)及び山口県(H29)の合計については、都市計画道路の見直しの手引き(国土交通省)を参照



凡例

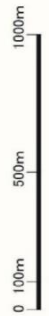
整	備	済	中
事	業	概	成
未	未	未	未
着	着	着	着
手	手	手	手
(概)	(概)	(概)	(概)
成)	成)	成)	成)
未	未	未	未
満)	満)	満)	満)
未	未	未	未
着	着	着	着
手	手	手	手
(現)	(現)	(現)	(現)
道)	道)	道)	道)
なし)	なし)	なし)	なし)
既	設	設	設
設	設	設	設
道	道	道	道
路	路	路	路
(幅)	(幅)	(幅)	(幅)
員)	員)	員)	員)
4)	4)	4)	4)
以)	以)	以)	以)
上)	上)	上)	上)
既	設	設	設
設	設	設	設
道	道	道	道
路	路	路	路
(2)	(2)	(2)	(2)
車)	車)	車)	車)
線)	線)	線)	線)
以)	以)	以)	以)
上)	上)	上)	上)

都市計画道路(幹線道路)一覧表

道路番号	道路名	代表幅員(m)	延長(m)
①	3.2.1 柳井線	30	3,400
②	3.3.1 柳井線	23.25	1,210
③	3.4.2 柳井新庄線	20	1,310
④	3.4.4 柳井上郷田線	18	980
⑤	3.4.5 柳井田線	18	470
⑥	3.4.6 柳井五開作線	16	1,850
⑦	3.4.7 柳井新市線	16	1,010
⑧	3.4.8 柳井三本松線	16	1,590
⑨	3.4.9 柳井東大才線	16	500
⑩	3.4.10 柳井石線	16	420
⑪	3.4.11 柳井新門の柳線	20	540
⑫	3.5.2 中央通り線	15	750
⑬	3.5.3 柳井港線	15	290
⑭	3.5.4 古開作中開作線	12	1,140
⑮	3.5.5 柳井八丁土手線	12	950
⑯	3.5.6 向地線	12	1,470
⑰	3.5.7 柳井土塚石線	12	1,520
⑱	3.5.8 柳井伊保庄線	12	330
⑲	3.5.9 柳井下馬血線	12	780
⑳	3.5.10 柳井地和田線	12	800
㉑	3.5.11 山手線	12	2,820
㉒	3.5.12 小深田福根線	12	1,330
㉓	3.5.13 東条線	12	1,140
合	計		26,600

図 都市計画道路の整備状況

至大島



至平生

至坂田

至田代

(2) 検討対象路線（区間）の抽出

山口県策定の「都市計画道路見直しの基本方針」に基づき、未着手区間を有する幹線街路のみを対象とし、以下のいずれかに該当するものを見直し対象とした。

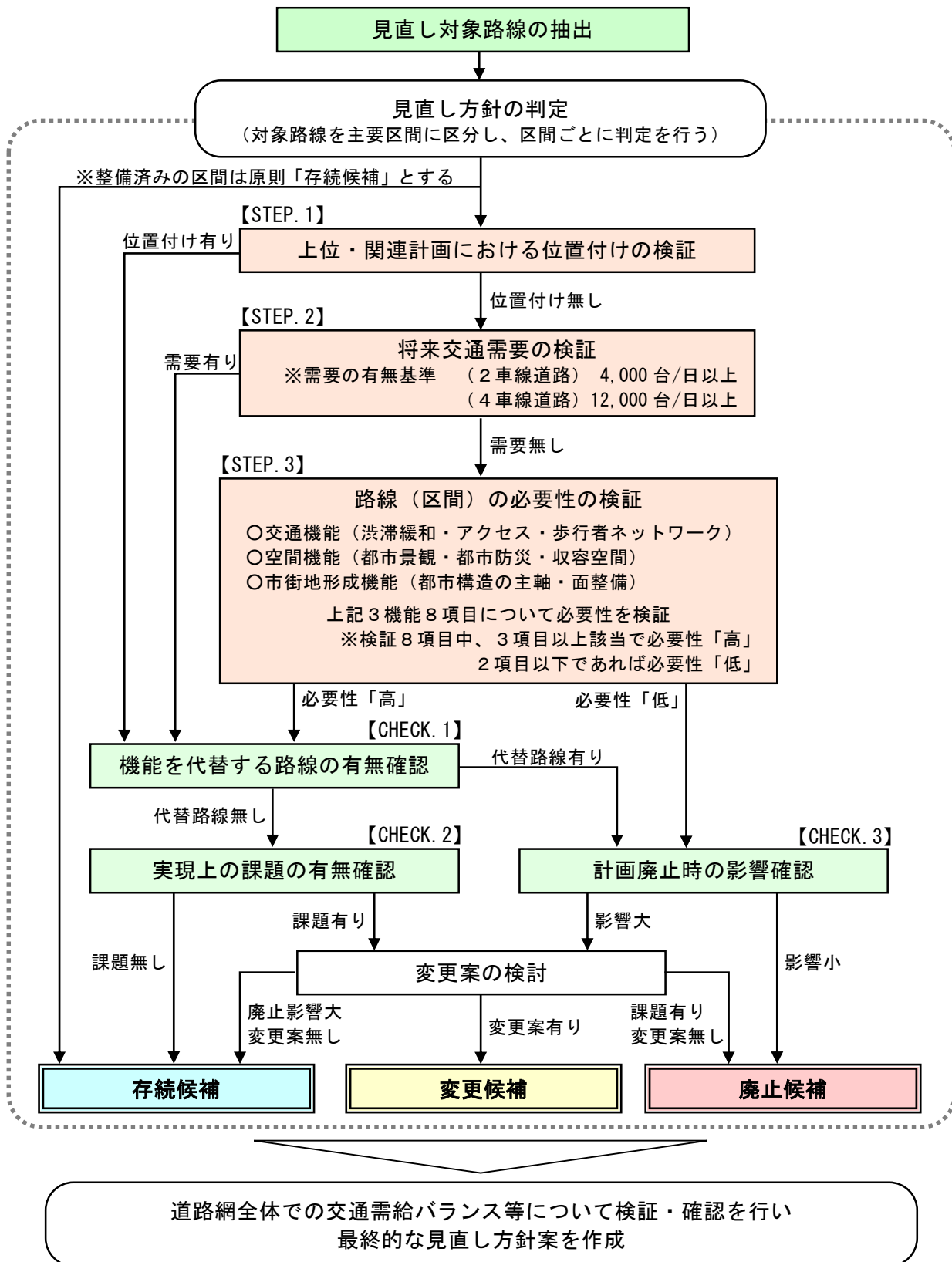
- ・計画決定から30年以上を経過したもの
- ・都市計画道路の区域内に、歴史的文化遺産、大規模建築物等があるもの
- ・地形的な要因等により道路構造上問題のあるもの
- ・その路線が整備されることで周辺の土地利用に多大な影響を与えるもの
- ・その他個別の課題を抱えているもの

本市における幹線街路23路線のうち、全線が整備済みとなっている5路線は対象外（原則として存続路線）とする。未着手区間が含まれる残りの18路線は全て計画決定から30年以上経過しているため、検証・評価対象路線として抽出した。

番号	路線番号			路線名	決定年月日 (上段：当初) (下段：最終)	経過 年数	告示番号 (上段：当初) (下段：最終)	決定事項			整備済延長	
	区分	規模	番号					代表 幅員 (m)	車 線 数	延長 (m)	延長 (m)	整備率 (%)
①	3	2	1	南柳井線	昭和33年 1月24日 平成14年12月20日	63	建設省告示第125号 山口県告示第577号	30	4	3,400	3,400	100.0
②	3	3	1	裾の割線	昭和33年 1月24日 令和2年 2月21日	63	建設省告示第125号 山口県告示第44号	23.2 5	4	1,210	370	30.6
③	3	4	2	柳井新庄線	昭和33年 1月24日 平成14年12月20日	63	建設省告示第125号 山口県告示第577号	20	4	1,310	720	55.0
④	3	4	4	樋の上姫田線	昭和33年 1月24日 平成14年12月20日	63	建設省告示第125号 山口県告示第577号	18	2	980	20	2.0
⑤	3	4	5	姫田線	昭和33年 1月24日 平成14年12月20日	63	建設省告示第125号 山口県告示第577号	18	2	470	220	46.8
⑥	3	4	6	古開作線	昭和47年 8月11日 平成18年 3月14日	48	山口県告示第584号 山口県告示第125号	16	2	1,850	970	52.4
⑦	3	4	7	明法寺新市線	昭和33年 1月24日 平成14年12月20日	63	建設省告示第125号 山口県告示第577号	16	2	1,010	-	-
⑧	3	4	8	新市三本松線	昭和33年 1月24日 平成14年12月20日	63	建設省告示第125号 山口県告示第577号	16	2	1,590	-	-
⑨	3	4	9	柳井駅東大才線	昭和51年 9月28日 平成14年12月20日	44	山口県告示第796号 山口県告示第577号	16	2	500	500	100.0
⑩	3	4	10	土穂石線	昭和58年 9月27日 平成14年12月20日	37	建設省告示第858号 山口県告示第577号	16	2	420	-	-
⑪	3	4	11	柳井駅門の前線	昭和33年 1月24日 平成14年12月20日	63	建設省告示第125号 山口県告示第577号	20	2	540	540	100.0
⑫	3	5	2	中央通り線	昭和33年 1月24日 平成14年12月20日	63	建設省告示第125号 柳井市告示第21号	15	2	750	350	46.7
⑬	3	5	3	柳井港線	昭和33年 1月24日 平成14年12月20日	63	建設省告示第125号 柳井市告示第21号	15	2	290	-	-
⑭	3	5	4	古開作中開作線	昭和33年 1月24日 平成14年12月20日	63	建設省告示第125号 山口県告示第577号	12	2	1,140	1,000	87.7
⑮	3	5	5	柳井駅八丁土手線	昭和33年 1月24日 平成14年12月20日	63	建設省告示第125号 山口県告示第577号	12	2	950	390	41.1
⑯	3	5	6	向地線	昭和33年 1月24日 令和2年 2月21日	63	建設省告示第125号 柳井市告示第5号	12	2	1,470	-	-
⑰	3	5	7	柳町土穂石線	昭和33年 1月24日 平成14年12月20日	63	建設省告示第125号 柳井市告示第21号	12	2	1,520	-	-
⑱	3	5	8	東中割伊保庄線	昭和33年 1月24日 平成14年12月20日	63	建設省告示第125号 柳井市告示第21号	12	2	330	330	100.0
⑲	3	5	9	境開下馬皿線	昭和33年 1月24日 平成14年12月20日	63	建設省告示第125号 山口県告示第577号	12	2	780	190	24.4
⑳	3	5	10	後地和田線	昭和33年 1月24日 平成17年11月2日	63	建設省告示第125号 柳井市告示第75号	12	2	800	800	100.0
㉑	3	5	11	山手線	昭和33年 1月24日 平成14年12月20日	63	建設省告示第125号 柳井市告示第21号	12	2	2,820	390	13.8
㉒	3	5	12	小深田稲積線	昭和33年 1月24日 平成14年12月20日	63	建設省告示第125号 柳井市告示第21号	12	2	1,330	-	-
㉓	3	5	13	東条線	昭和33年 1月24日 平成14年12月20日	63	建設省告示第125号 山口県告示第577号	12	2	1,140	1,140	100.0
幹線街路 合計										26,600	11,330	42.6

2 必要性の検証・評価

必要性の評価を行うに当たり、対象区間ごとに、以下に示す見直し方針判定フローによる検証・評価を実施し、「存続候補区間」「廃止候補区間」「変更候補区間」の判定を行った。



【STEP.1】上位・関連計画における位置付けの検証

現在及び将来の社会情勢等に即した、これから目指すべき都市計画との整合性を検証するため、今後のまちづくりの方向性を示した上位・関連計画において、検討対象路線（区間）が、重要路線等、計画の方針に位置付けられているかを確認する。

（具体判定基準）

「柳井都市計画区域マスタープラン」及び「柳井市都市計画マスタープラン」において、計画路線名を明記の上で、重点路線等に位置付けられている路線（区間）については『必要性有り』と判定する。

【STEP.2】将来交通需要の検証

都市計画道路の主要機能となる「都市内交通の円滑処理」に鑑み、検討対象路線（区間）において、将来的な交通需要が見込まれているかについて、他の必要性の検証項目とは分けて（単独評価項目として）確認する。

（具体判定基準）

将来交通量推計結果（R12年・フルネットケース）により、検討対象路線（区間）の将来推計交通量を確認し、2車線計画道路で4,000台/日以上、4車線計画道路で12,000台/日以上であれば『必要性有り』と判定する。

【STEP.3】路線（区間）の必要性の検証

将来交通需要は少ない路線（区間）であっても、その他の多面的な機能においてどのような必要性が認められるか、路線（区間）機能全般の必要性について確認する。

（具体判定基準）

検討対象区間ごとに、以下の3機能8項目（都市計画道路の見直し基本方針（山口県）に準拠）について、必要性の検証を行う。

表 路線（区間）の必要性の検証項目

機能	検証項目	判定概要・基準等
交通機能	渋滞緩和機能	道路整備により、山口県道路渋滞対策部会が指定する主要渋滞箇所（区間）の渋滞緩和につながると想定される区間については「必要性有り」
	アクセス機能	広域交通拠点（鉄道駅等）や公共公益拠点（市役所、小中学校、病院等）への直接的・広域的な主要アクセス機能があれば「必要性有り」
	歩行者ネットワーク	小中学校の通学路指定区間、また、過去の交通量調査において自転車・歩行者の交通量が比較的多かった区間については「必要性有り」
空間機能	都市景観機能	柳井市景観計画において位置付けのある路線（区間）は「必要性有り」
	都市防災機能	緊急輸送路や避難路に該当、また、住宅地における延焼防止機能・消防活動困難区域の解消機能が確認できれば「必要性有り」
	収容空間機能	柳井市公共下水道整備計画において、汚水（雨水）幹線の計画がある路線（区間）については「必要性有り」
市街地形成機能	都市構造の主軸	主要・広域幹線道路など、将来の都市構造において主軸となる路線（区間）については「必要性有り」
	面整備	土地区画整理事業など、検討対象路線（区間）と併せた面的な整備が予定されている計画があれば「必要性有り」

交通需要は少ないものの、その他で多面的な機能を持つ路線（区間）を評価するものとし上記 8 項目のうち、3 項目以上で必要性が確認できたものを『必要性が高い』と判定する。

【CHECK. 1】機能を代替する路線の有無確認

整備の必要性有り・必要性が高いと判定された路線（区間）について、その路線（区間）に求められている機能を代替することができる既存の路線があるかどうかの確認を行う。

機能代替可能な既存道路が無ければ、対象の計画路線（区間）は「存続候補」として判定し、機能代替可能な既存道路がすでに有るのであれば、新たに道路を整備する必要性が無くなるため、対象の計画路線（区間）は「廃止候補」として判定する。

【CHECK. 2】実現上の課題の有無確認

上記の【CHECK. 1】において「存続候補」と判定された路線（区間）について、計画を存続し、今後、実際に整備を実現していく上で、課題があるかどうかの確認を行う。

「文化財等への支障」「起終点の高低差が激しく縦断的に取りつかない等の構造的課題」「既設道路の高架部に接続する等のネットワーク上の課題」「鉄道との立体交差や補償家屋数の増大など事業費上の課題」などの有無について確認し、実現上の課題が無ければ「存続候補」として判定する。

なお、実現上の課題が認められた場合には、その課題を解消・回避するための変更計画案について検討を行って、変更案が有れば「変更候補」として判定し、課題を解消する案が確立できない場合は「廃止候補」として判定する。

【CHECK. 3】計画廃止時の影響確認

整備の必要性が低いと判定された路線（区間）について、その路線（区間）を廃止した場合の影響について確認を行う。

廃止による「周辺道路への将来交通需要の分散影響（現道の交通容量不足）」「道路（歩道）ネットワークの連続性確保への影響」「上位関連計画内容との不整合」などについて確認し、廃止時の影響が小さければ「廃止候補」として判定する。

なお、廃止時の影響が大きければ、その影響を回避・最小化するための変更計画案について検討を行って、変更案が有れば「変更候補」として判定し、影響を回避する案が確立できない場合は「存続候補」として判定する。

3 今後の進め方

各路線の見直し方針案について、住民説明や関係行政機関協議を行った上で、合意が得られた路線について見直し方針を確定する。